

理 事 会 次 第

令和 7 年 10 月 23 日(木)12:30～
岡山国際ホテル

議 題

[協議事項] [資料]

1. 令和 7 年度上半期事業報告について	1
2. 令和 8 年度予算等陳情書（案）について	3
3. 会員の入会及び変更の承認について	6
4. 育児・介護休業規程の一部改正について	7
5. 賃金規程及び退職金規程の一部改正について	15
6. 将来の地域土木のあり方について	16
7. 請願について	19

[報告事項]

1. 今後の行事予定	23
2. 会務報告	24

[そ の 他]

- ・情報提供

令和7年度 上期事業報告について

令和7年度上期（4月～9月）において、協会が実施した事業活動の主なものは、以下のとおりです。

4月11日 定例監査

4月17日 正副会長会

4月24日 理事会

・令和7年度定時総会提出議案について

・令和7年度定時総会の招集について

4月30日 見坂茂範氏（参議院議員選挙立候補予定者）との意見交換

5月 8日 労務費の基準に関するワーキンググループ

5月19日 西日本建設業保証(株) 取締役会

5月28日 定時総会、表彰式（プラザホテル）

5月29日 中国地方整備局長との意見交換

6月 3日 労務費の基準に関するワーキンググループ

6月 4日 全建 表彰部会

6月 5日 建退共加入促進対策委員会

6月10日 全建 表彰式、定時総会

6月11日 社会保険協会 理事会

6月24日 西日本建設業保証(株) 株主総会、取締役会

6月27日 建退共評議員会

7月10日 建設事業関係功労者等国土交通大臣表彰

7月22日 建設事業関係功労者岡山県知事表彰

7月30日 中国地方整備局長との意見交換

8月 5日 正副会長会

8月 6日 労務費の基準に関するワーキンググループ

8月 7日 国土交通省幹部職員との意見交換

8月 20日 理事会

・請願（案）について

・陳情書（案）について

・県・中国地方整備局との意見交換会について

・中国ブロック協議会の提案内容について

・協会研修会について

8月 20日 請願書の提出

・県の財政スタンスの再認識と有効な施策に対する予算
措置に関する請願

8月 29日 岡山県土木部との意見交換会（プラザホテル）

9月 1日 緑化推進協会運営協議会

9月 5日 建退共加入促進対策委員会（Web）

9月 17日 見坂茂範 参議院議員との意見交換

9月 18日 労務費の基準に関するワーキンググループ

9月 24日 全建 協議員会

9月 26日 西日本建設業保証（株） 取締役会

9月 30日 中国地方整備局との意見交換会（ピュアリティまきび）

自由民主党岡山県支部連合会

自由民主党岡山県議団

殿

陳 情 書

令和7年11月

一般社団法人 岡山県建設業協会

令和8年度建設関係予算確保について

平素より建設業の健全な発展と育成に深いご理解とご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、気候変動により災害が激甚化、頻発化しており、今年度も全国各地で甚大な被害が発生しており、明日にも起こるかもしれない南海トラフ巨大地震など、こうした災害に備える必要があります。

また、インフラの老朽化も進んでおり、埼玉県八潮市の下水道管破損による陥没事故のほか、県内でも川辺橋や片上大橋の損傷といった一歩間違えれば大事故になりかねない事象も発生しており、予防保全型メンテナンスへの転換が求められています。

こうした中で、地域建設業は、ひとたび災害等が発生すれば、どこよりも早く現場へ駆けつけ、道路啓開や応急復旧にあたる「地域の守り手」として地域の安心・安全に欠くことのできない存在です。

地域建設業が、その役割を果たしていくためには、中長期的な見通しの上で経営計画等を立て、持続的な経営ができる安定した事業量を確保し、喫緊の課題である担い手の確保に取り組む必要があります。

こうした状況を十分ご勘案の上、令和8年度予算編成にあたっては、公共事業関係予算の確保に向けて、引き続き、ご努力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 建設関係予算の確保について

岡山県の土木費は、決算額ベースで他の都道府県の土木費と比べると40位前後で推移し、類似団体（栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県）と比べても低迷しており、このままでは、地域の守り手である地域建設業に甚大な影響を与えることが懸念されます。

なお、生コンクリートプラントは平成16年の75か所が令和5年度には53か所となり、令和5年度には、さらに5か所が閉鎖され、今後の公共事業の実施に支障をきたす恐れが生じています。

つきましては、公共事業予算の確保について、ご尽力をお願いいたします。

2 予算編成方針の見直しについて

行政改革による公共事業費の削減が終了して以降も予算編成にあたって、公共事業費は地方負担額ベースで前年同額を上限とするとの方針を堅持されています。これでは、国の補助事業等の増額がない限り公共事業費が増えないことから、予算編成方針の見直しについて、ご尽力をお願いいたします。

3 内示落ちした補助公共事業に係る地方負担額の振替について

国の補助事業の確保につきましては、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。引き続き、ご尽力を賜りますようお願いいたしますが、補助事業等の増額が難しいことも承知しております。

つきましては、安全・安心な県土づくりに必要な事業として県議会において予算措置が認められた補助公共事業について、内示落ちした場合には、その地方負担額について全額を単独公共事業に振り替えて、少しでも公共事業費が確保され、防災・減災、県土の強靭化が進むよう、ご尽力をお願いいたします。

令和7年11月14日

岡山市北区平和町5-10

一般社団法人 岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太

会員の変更の承認について

(会長専決)

地域	商号または名称	変更事項	旧	新
岡山西	広成建設(株)岡山(支)	代表者	塩 見 成 一	長 田 文 博
美 作	(有)児島建設	代表者	児 島 照 美	児 島 浩 二
美 作	(有)相互建設	代表者	坂 田 節 夫	平 賀 宏 一

育児・介護休業規程の一部改正について

育児・介護休業規程の一部を次のとおり改正する。

1 改正理由

仕事と育児・介護の両立に向けた育児期の柔軟な働き方を実現するとともに、介護離職を防止するために改正された育児・介護休業法の一部規定が施行されることから育児・介護休業規程を改正するなど所要の改正を行う。

2 新旧対照表

		__下線は変更部分
新	旧	
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人 岡山県建設業協会（以下、「協会」という）の職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下、同じ）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、<u>育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等</u>に関する取扱いについて定めるものである。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、一般社団法人 岡山県建設業協会（以下、「協会」という）職員の育児・介護休業（出生時育児休業含む。以下、同じ）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限<u>並びに育児・介護短時間勤務等</u>に関する取扱いについて定めるものである。</p>	
<p>(育児休業の対象者)</p> <p>第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより、<u>子が1歳に達するまでの間で、本人が申し出た期間、育児休業</u>をすることができる。ただし書き以下（略）</p>	<p>(育児休業の対象者)</p> <p>第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより<u>育児休業</u>をすることができる。ただし書き以下（略）</p>	
2 (略)	2 (略)	
3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2カ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、 <u>育児休業期間</u> 及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。	3 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2カ月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と <u>育児休業期間</u> 及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。	
4 (略)	4 (略)	
5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより <u>本条第1項又は第4項</u> に基づく休業（ <u>配偶者の死亡等特別な事情による休業を含む</u> ）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6カ月に達するまでの間で必要な日数について育	5 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより <u>本条第1項</u> に基づく休業（ <u>配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む</u> ）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6カ月に達するまでの間で必要な日数について育	

新	旧
児休業をすることができる。	児休業をすることができる。
6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6ヶ月の誕生日応当日に限るものとする。ただし書き以下（略） (1)～(3)（略）	6 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6ヶ月の誕生日応当日に限るものとする。ただし書き以下（略） (1)～(3)（略）
7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより本条第1項、第4項、第5項又は第6項に基づく育児休業が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 (育児休業の申出の手続き等)	7 前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより本条第4項又は第5項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。 (育児休業の申出の手続き等)
第3条	第3条
1・2（略）	1・2（略）
3 第2条第4項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1)（略） (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより第2条第1項、第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合	3 第2条第4項又は第5項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1)（略） (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより第2条第4項又は第5項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
4 第2条第6項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1)（略） (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより第2条第1項、第4項、第5項、第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合	4 第2条第6項又は第7項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。 (1)（略） (2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まつことにより第2条第6項又は第7項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合
5～7（略）	5～7（略）

新	旧
(出生時育児休業の申出の手続等) 第 7 条 (略) 2 第 6 条第 1 項に基づく休業の申出は、一子につき 2 回に分割できる。ただし、2 回に分割する場合は 2 回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。	(出生時育児休業の申出の手続等) 第 7 条 (略) 2 第 6 条第 1 項に基づく休業の申出は、一子につき 2 回まで分割できる。ただし、2 回に分割する場合は 2 回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。
(出生時育児休業の期間等) 第 9 条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生日又は出産予定日のいづれか遅い方から 8 週間以内のうち 4 週間（28 日）を限度として出生時育児休業申出書（様式 1）に記載された期間とする。 2～4 (略) 5 次の各号に掲げるいづれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいづれか遅い方から 8 週間を経過する場合 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいづれか遅い方から 8 週間を経過する日 6 (略)	(出生時育児休業の期間等) 第 9 条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後 8 週間以内のうち 4 週間（28 日）を限度として出生時育児休業申出書（様式 1）に記載された期間とする。 2～4 (略) 5 次の各号に掲げるいづれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。 (1) (略) (2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいづれか遅い方から 8 週間を経過した場合 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいづれか遅い方から 8 週間を経過した日 6 (略)
(子の看護等休暇) 第 14 条 小学校第 3 学年修了までの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年につき 10 日を限度として子の看護等休暇（無給）を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員からの子の看護等休暇の申出は拒むことができる。 1. 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話 2. (略)	(子の看護等休暇) 第 14 条 小学校第 3 学年修了までの子を養育する職員（日雇職員を除く）は、次に定める当該子の世話等のために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が 1 人の場合は 1 年につき 5 日、2 人以上の場合は 1 年につき 10 日を限度として子の看護等休暇（無給）を取得することができる。この場合の 1 年間とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間とする。ただし、労使協定により除外された 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員からの申出は拒むことができる。 1. 負傷し、又は疾病にかかった子の世話 2. (略)

新	旧
<p>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった<u>当該子の世話</u></p> <p>4. (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇職員を除く)は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、<u>当該家族</u>が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として介護休暇(無給)を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>ただし、労使協定により除外された1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの<u>介護休暇の申出</u>は拒むことができる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(育児・介護の為の深夜業の制限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 請求に係る<u>家族</u>の16歳以上の同居の家族が次の何れにも該当する職員</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に<u>出産予定</u>でなく、産後8週間以内でない者であること</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3~9 (略)</p> <p>10 深夜業の制限を受ける<u>職員</u>に対して、協会は必要に応じて昼間勤務へ転換させことがある。</p> <p>第9章 <u>育児のための所定労働時間の短縮措置等</u></p> <p>(育児短時間勤務[3歳未満])</p> <p>第19条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき1カ</p>	<p>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった<u>子の世話</u></p> <p>4. (略)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員(日雇職員を除く)は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、<u>当該対象家族</u>が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として介護休暇(無給)を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</p> <p>ただし、労使協定により除外された1週間の所定労働日数が2日以下の職員からの<u>申出</u>は拒むことができる。</p> <p>2~5 (略)</p> <p>(育児・介護の為の深夜業の制限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 請求に係る<u>子又は家族</u>の16歳以上の同居の家族が次の何れにも該当する職員</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に<u>出産予定</u>でないか又は産後8週間以内でない者であること</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>3~9 (略)</p> <p>10 深夜業の制限を受ける<u>者</u>に対して、協会は必要に応じて昼間勤務へ転換させがある。</p> <p>第9章 <u>所定労働時間の短縮措置等</u></p> <p>(育児短時間勤務[3歳未満])</p> <p>第19条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 申出をしようとする者は、1回につき1カ</p>

新	旧
<p>月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1ヵ月前までに育児短時間勤務申出書(様式11)により協会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、協会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>第10章 柔軟な働き方を実現するための措置</u> (柔軟な働き方を実現するための措置)</p> <p><u>第20条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>(以下、「対象職員」という。)は、柔軟な働き方を実現するために申し出ることにより、次のいずれか1つの措置を選択して利用することができる。</p> <p>(1) 始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ</p> <p>(2) 短時間勤務</p> <p>2 本条第1項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの柔軟な働き方を実現するための措置の申出は拒むことができる。</p> <p>(1) 日雇職員</p> <p>(2) 労使協定により除外された次の職員</p> <p>イ 入職1年未満の職員</p> <p>ロ 1週間の所定労働日数が2日以下の職員</p> <p>3 本条第1項第1号に定める始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げの措置内容及び申出については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象職員は、申し出ることにより、就業規則に定める始業及び終業の時刻について、以下のように変更することができる。</p> <p>通常勤務：午前8時30分始業、午後5時15分終業</p> <p>時差出勤A：午前8時00分始業、午後4時45分終業</p> <p>時差出勤B：午前9時00分始業、午後5時45分終業</p>	<p>月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1ヵ月前までに育児短時間勤務申出書(様式11)により協会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、協会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>第10章 (新設)</u></p> <p><u>第20条 (新設)</u></p>

新	旧
<p>(2) 申出をしようとする者は、1回につき1年以内の期間について、制度の適用を開始しようとする日及び終了しようとする日並びに前号に定める時差出勤の始業・終業の時刻を明らかにして、原則として適用開始予定日の1ヵ月前までに、時差出勤申出書(様式14)により協会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、協会は速やかに申出者に対し、時差出勤取扱通知書(様式15)を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p>	
<p>4 本条第1項第2号に定める短時間勤務の措置内容及び申出については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 対象職員は、申し出ることにより、就業規則に定める所定労働時間を午前9時00分から午後4時00分まで(拘束時間のうち1時間00分は昼食時間を含む休憩時間を与えるものとする。)の6時間とすることができる。</p>	
<p>(2) 申出をしようとする者は、1回につき、1ヵ月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1ヵ月前までに、育児短時間勤務申出書(様式11)により協会に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、協会は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務通知書(様式13)を交付する。その他適用のための手続き等については、第3条から第5条までの規定(第3条第2項、第3項、第4項及び第4条第3項を除く。)を準用する。</p>	
<p>5 本条第1項第1号の制度の適用を受ける間の給与及び賞与については、通常の勤務をしているものとして減額しない。</p>	
<p>6 本条第1項第2号の制度の適用を受ける間の給与については、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。また、賞与については、その算定対象</p>	

新	旧
<p><u>期間に本条第1項第2号の制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。</u></p> <p><u>7 賃金の変更（昇給・降給）及び退職金の算定にあたっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。</u></p> <p><u>第11章 対象家族の介護のための所定労働時間の短縮等の措置</u> (介護短時間勤務)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p><u>第12章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止等</u> (妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメントの禁止)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p> <p><u>第13章 その他の事項</u> (給与等の取扱い)</p> <p><u>第23条</u> 1～4 (略)</p> <p>(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)</p> <p><u>第24条</u> (略)</p> <p>(円滑な取得及び支援)</p> <p><u>第25条</u> 協会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰並びに制度利用を支援するために、以下の措置を実施する。</p> <p>(1) 当該職員に個別に育児・介護休業に関する制度等（育児・介護休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、育児休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>第11章 (新設)</u> (介護短時間勤務)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p><u>第10章 育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止等</u> (妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント及びセクシュアルハラスメントの禁止)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p><u>第11章 その他の事項</u> (給与等の取扱い)</p> <p><u>第22条</u> 1～4 (略)</p> <p>(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>(円滑な取得及び支援)</p> <p><u>第24条</u> 協会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したことの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な取得及び支援をするために、次の各号の措置を実施する。</p> <p>(1) 当該職員に個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、育児休業期間中の社会保険料の取扱いなど）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。</p> <p>(2) (略)</p>

新	旧
<p><u>2 協会は、職員の子が 1歳 11 カ月に達する日</u> <u>の翌々日から 2歳 11 カ月に達する日の翌日</u> <u>までの間に、第 16 条から第 18 条の制度及び</u> <u>第 20 条に規定する措置等（措置の内容及び申</u> <u>出先）の周知及び制度利用の意向確認を実施</u> <u>する。</u></p> <p><u>3 協会は、職員から本人又は配偶者が妊娠・</u> <u>出産等したことの申出があったとき、また、</u> <u>協会は、職員の子が 1歳 11 カ月に達する日の</u> <u>翌々日から 2歳 11 カ月に達する日の翌日ま</u> <u>での間に、当該職員に対して、仕事と育児の</u> <u>両立の支障となる個別の事情の改善に資する</u> <u>事項（勤務時間帯、勤務地、育児両立支援制度</u> <u>等の利用期間など）に関する意向の聴取を実</u> <u>施する。</u></p> <p><u>4 協会は、職員が 40 歳に達する日の属する</u> <u>年度において、当該職員に対して、介護休業</u> <u>に関する制度等（介護休業、その他の両立支</u> <u>援制度、介護休業等の申出先、介護休業給付</u> <u>に関すること）について情報提供を実施す</u> <u>る。</u></p> <p>（復職後の勤務）</p> <p><u>第 26 条</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p><u>第 27 条</u> (略)</p> <p>（法令との関係）</p> <p><u>第 28 条</u> 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働時間外労働及び深夜業の制限、育児・介護短時間勤務並びに柔軟な働き方を実現するための措置等について、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p> <p>附則</p> <p><u>この改正は、令和 7 年 10 月 1 日から施行す</u> <u>る。</u></p>	<p><u>2 (新設)</u></p> <p><u>3 (新設)</u></p> <p><u>4 (新設)</u></p> <p>（復職後の勤務）</p> <p><u>第 25 条</u></p> <p>1・2 (略)</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p><u>第 26 条</u> (略)</p> <p>（法令との関係）</p> <p><u>第 27 条</u> 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等について、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。</p>

賃金規程及び退職金規程の一部改正について（案）

賃金規程及び退職金規程の一部を次のとおり改正する。

1 改正理由

岡山県では職員の退職年齢を順次引き上げることに伴い、岡山県職員給与条例が一部改正され、従前の退職年齢に達した日後の最初の4月1日以後の職員の給料月額を改定（改定日前日の給料月額の70%）するとの規定が追加された。

協会でも岡山県職員の退職年齢の引き上げに伴い、職員の退職年齢を順次引き上げていることから、賃金規程を一部改正し、65歳に達した職員の給料月額の改定についての規定を追加するとともに、併せて、退職金規程を一部改正し、賃金規程の改正に伴う退職金の取扱いについての規定を追加するものである。

2 新旧対照表

（1）賃金規程

<u>下線は変更部分</u>	
新	旧
<p>第4章 <u>昇給等</u> (<u>昇給等</u>の決定)</p> <p>第16条 昇給は、岡山県職員給与条例に準じてその都度会長が定める。</p> <p><u>2 職員が満65歳に達した日以後の最初の4月1日以降における給料月額は、岡山県職員給与条例に準じて会長が定める。</u></p> <p><u>附則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から施行する。ただし、満60歳を超えて採用された職員には適用しない。</u></p>	<p>第4章 <u>昇給</u> (<u>昇給</u>の決定)</p> <p>第16条 昇給は、岡山県職員給与条例に準じてその都度会長が定める。</p> <p>2 (新設)</p>

（2）退職金規程

<u>下線は変更部分</u>	
新	旧
<p>(退職金額)</p> <p>第2条 退職金の額は、<u>退職時の給料月額</u> (<u>賃金規程第16条第2項に基づき給料月額が改定された場合には、改定前日の給料月額。</u>)に職員の勤続期間に応じて定める指數を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。但し書き以下（略）</p> <p><u>附則</u> <u>この改正は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(退職金額)</p> <p>第2条 退職金の額は、<u>退職時の給料月額</u>に職員の勤続期間に応じて定める指數を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とする。但し書き以下（略）</p>

東京都府中市道路等包括管理事業について

1 事業の目的

舗装の補修や街路樹剪定などの異なる業務を一括して複数年度契約で事業者に委託し、合わせて事務処理方法の見直し及び効率化を行うとともに、性能発注の手法を取り入れることで民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上及び管理経費増大の抑制を図り、予防保全型管理を目的としている。

2 対象区域

市内を「東地区」「南西地区」「北西地区」の3地区に分割し実施する。

3 事業期間

令和6年度～令和10年度

4 対象業務

- ①統括マネジメント業務（業務計画の作成、業務報告、定例会議の開催、モニタリングの実施と報告等）
- ②巡回業務
- ③事故対応業務
- ④災害対応業務
- ⑤コールセンター業務
- ⑥要望相談対応業務
- ⑦補修・修繕業務（50万円未満）
- ⑧道路反射鏡・案内標識・街区表示板管理業務
- ⑨植栽管理業務
- ⑩害獣・害虫対応業務
- ⑪法定外公共物・水路管理業務
- ⑫清掃業務
- ⑬占用物件管理業務
- ⑭単価契約（市の判断、指示により受注者が実施。新設・補修・更新業務、樹木剪定等業務で50万円以上のもの（500万円未満まで））

5 選定事業者及び契約金額

(1) 東地区

前田道路・スバル興業・武藏造園・第一造園・前田建設工業・日本工営の共同企業体
年274, 967千円（税込）

(2) 南西地区

富士土木・土方建設・東京緑化の共同企業体
年163, 240千円（税込）

(3) 北西地区

宮光・都一・村上・八勝・粕川建設の共同企業体
年130, 460千円（税込）

新潟県三条市社会资本に係る包括的維持管理業務について

1 事業の経緯

「施設の老朽化の進行及び自然災害の発生頻度増加などに直面しているとともに、地元建設業の減少などによる担い手不足が進む一方であり、このままでは施設の安全・安心を維持できなくなるおそれがある。そのような状況を生じさせず、持続可能な維持管理体制を構築するための方策として、官・民・市民それぞれにおいて望ましい姿を実現することができる包括的民間委託への移行が重要である。」との提言に基づき実施したもの。

2 対象区域

市内を「嵐北・大島地区」「嵐南地区」「栄地域」「下田地域」の4地域に分割し実施する。

3 事業期間

令和6年度～令和10年度

4 対象施設

市道、橋梁、道路照明灯、防犯灯、消雪パイプ、街路樹、公園・駅前広場、水路

5 対象業務

① 相談窓口

② 巡回業務

③ 道路、公園、水路の維持管理業務

6 選定事業者及び契約金額

(1) 嵐北・大島地区

(株)外山組、(株)久保組、マルモ建設(株)、(株)イグリ、(株)山田電気、パシフィックコンサルタンツ(株)の共同企業体

総額1,129,837,500円(税込)

(2) 嵐南地区

(株)長谷川興産、(株)堀雅組、(株)鈴幸組、(有)坂井土建、(株)アラセキ、(株)大原電気商会の共同企業体

総額801,428,100円(税込)

(3) 栄地域

(株)木菱建設、(株)中央建設、(有)山口建材、(有)石翠園、(株)斎藤電気商会の共同企業体

総額412,821,200円(税込)

(4) 下田地域

(株)吉田組、鈴喜建設(株)、(有)若林建設、(有)グリーン造景企画、(有)淡路電機管工の共同企業体

総額279,721,200円(税込)

神奈川県藤沢市下水道管路施設包括的民間委託について

1 事業の目的

民間事業者のノウハウ等の活用や事業者間連携による持続的かつ効果的な維持管理を推進し、今後増加する見込みの老朽化対策への対応や効率的・安定的な事業運営等を実施すること等を目的としている。

2 対象区域

市内全域の管きょ、マンホール（蓋を含む）、取付けます及び取付け管、圧送管、伏越し、貯留管、調整池、下水道用地

3 事業期間

令和6年2月22日～令和9年3月31日

4 対象業務

- ①統括管理業務（一元管理業務、データベース作成業務）
- ②計画的業務（巡視・点検業務、調査業務、清掃業務、下水道用地管理業務）
- ③住民対応等業務（修繕用資料作成業務、修繕業務）
- ④改築業務（改築設計業務、機能耐久調査業務）
- ⑤計画策定業務（ストックマネジメント第二期計画策定業務、修繕・改築選定業務）

5 選定事業者

・藤沢市建設業協会

・管清工業株式会社

（主な業務）上下水道施設の維持管理業、上水・下水の給排水設備及び空調設備の設計・施工、土木工事・管工事、下水道機材の製造・販売など

・日本水工設計株式会社

（主な業務）上水道・下水道・工業用水・河川・廃棄物処理等の調査・解析・計画・設計、上下水道事業の経営支援、施工監理・施設機能診断など

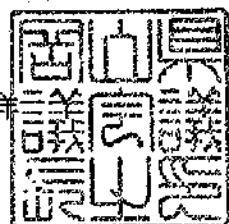
6 契約金額

総額18億円（税込）

令和7年10月3日

一般社団法人 岡山県建設業協会
会長 荒木 雷太 様

岡山県議会議長 遠藤 康洋



請願陳情審議結果通知

あなたが当議会に提出されました請願陳情は、令和7年9月岡山県議会定例会で、
次のとおり決定されました。

記

受理番号 (受理年月日)	提出者	要旨	紹介議員	審議結果
請願第38号 (R7.8.20)	岡山市北区平和町5-10 一般社団法人 岡山県建設業協会 会長 荒木 雷太	岡山県の財政スタンスの再認識と有効な 施策に対する予算措置に関することについて	加藤 浩久	採択

岡山県執行部意見に対する協会の考え方について

○ 岡山県執行部意見

1 予算編成について

平成30年度から令和5年度にかけて不用額が多額となっている主な要因は、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応に係る不用額が増加したことである。

なお、同じ期間において、類似団体でも多額の不用額が生じているが、本県の不用額は、令和元年度を除き、類似団体平均を下回っている状況にある。

また、前年度の当初予算額をベースに予算要求を行うよう各部局に通知しているが、スクラップ・アンド・ビルトに取り組んだ場合に要求上限への加算を行うなど、必要な事業へ予算を振り向けるよう促しているほか、重点事業や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に採択された事業等については、所要額の要求を認めているところであります、引き続き、必要な事業に予算が配分されるよう予算編成を行ってまいりたい。

(協会の考え方)

- 平成29年度以前も約50億円から60億円を超える不用額が発生しており、決算額を踏まえ予算編成のあり方を見直すべきではないかと考えます。
- 「スクラップ・アンド・ビルトに取り組んだ場合に要求上限への加算を行う」、「重点事業や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に採択された事業等については、所要額の要求を認めている」とのことですが、これは、前年度の当初予算額をベースに予算編成を行う中で、スクラップ額の一部（スクラップ額より少ない額）を予算要求に加算する、数年の期間に限定して予算の増額を認めるというものです。

決算額を踏まえ予算編成を行い、不用額を削減し必要な事業に予算を配分するという観点から、あらためて予算編成のあり方について検討する必要があると考えます。

2 特別会計の残額について

平成15年度から令和5年度にかけて残額が増加している主な要因は、国の制度改革により国民健康保険事業特別会計を平成30年度から創設したことによるものであり、その影響を除いた場合の残額で比較すると減少しているところである。

なお、事務の効率化・簡素化、財源確保等の観点から、平成24年度に4特別会計を廃止するとともに、4特別会計の剩余金を一般会計に繰り出したほか、令和5年度に沿岸漁業改善資金貸付金特別会計について、適正な資金規模への見直しを行ったところであり、引き続き、適宜適切に見直しを行ってまいりたい。

(協会の考え方)

- 「これまで特別会計の見直しを行っており、引き続き、適宜適切に見直しを行う」とのことですが、歳出額に比べて必要以上の額が残っている特別会計については見直しを行っていただきたいと思います。

3 基金の残高について

平成 15 年度末から令和 5 年度末にかけて残高が増加している主な要因は、後年度の国庫返納や交付税の減少に備えた財政調整基金への積立や、満期一括償還債の償還財源確保のための県債管理基金への積立を行ったことであり、これらの積立は、持続可能な財政運営を行う上で必要な積立であると考えている。

また、財政調整基金(通常分)については、着実に積立を行っているものの、行財政経営指針に掲げる積立目標は達成できていない。

さらに、今後、高度経済成長期や平成初期に整備された公共施設が老朽化のピークを迎える、相当な規模の財源が必要となることが見込まれるが、公共施設長寿命化等推進基金は十分な残高を確保できていない。これらの基金については、引き続き、着実に積立を行っていく必要があると認識している。

さらに、本県の基金全体の残高は、類似団体平均を下回っており、過剰な残高とはなっていないものと考えている。

なお、歳入確保等の観点から、平成 23 年度に 6 基金を廃止・統合したほか、昨年度、「基金に関する財務事務の執行について」をテーマに包括外部監査が実施され、現在、監査結果を受けた見直しの検討を行っているところであり、引き続き、適宜適切に見直しを行ってまいりたい。

(協会の考え方)

- 財政調整基金、県債管理基金及び公共施設長寿命化等推進基金については「引き続き、着実に積み立てを行っていく」、「本県の基金全体の残高は、類似団体平均を下回っており、過剰な残高とはなっていない」とのことですが、将来に向けた備えを否定するものではありません。しかし、各団体それぞれに事情が異なり、類似団体と比較し基金の残高の是非を判断するのは適当なのでしょうか。

なお、類似団体とは、栃木県、群馬県、長野県、岐阜県、三重県のことを言われているのならば、令和 5 年度決算では、岡山県の土木費の全国順位は 39 位ですが、これら各県の順位は、それぞれ 19 位、29 位、10 位、17 位、24 位となっており、将来に向けた備えとともに投資も行っていますので、こういう面での比較も必要ではないでしょうか。

- 包括外部監査の「監査結果を受けた見直しの検討を行っているところ」であり、引き続き、適宜適切に見直しを行ってまいりたい。とのことですが、監査結果にあるように、「今後の使用見込み」、「今後の使用見込みに比して基金残高は適当か」、「充当事業の有無」などの観点から速やかに見直しを行っていただきたいと思います。

4 補助公共事業の内示落ち部分に係る地方負担額の振替について

令和 7 年度当初予算における「安全・安心な県土づくり」を推進するための補助公共事業への加算分については、補助公共事業の一層の推進のための加算であり、振替議論には馴染まないものと考えている。

また、単独公共事業への振替により、有利な起債の活用ができなくなるなど、県の負担増につながるほか、類似団体と比較して普通建設事業費に占める単独事業の割合が高い状況にあることからも、加算分の振替を認めることは困難であると考えている。

なお、予算編成方針において、国庫補助事業の内示落ち部分に係る地方負担額の振替は原則認めていないが、加算分を除く補助公共事業については、防災・減災対策の推進の観点から、上限を設けながら、単独公共事業への振替を認めているところである。

(協会の考え方)

- ・ 「補助公共事業への加算分については、補助公共事業の一層の推進のための加算であり、振替議論には馴染まない」、「国庫補助事業の内示落ち部分に係る地方負担額の振替は原則認めていないが、加算分を除く補助公共事業については、防災・減災対策の推進の観点から、上限を設けながら、単独公共事業への振替を認めている」とのことですが、馴染む、馴染まないという問題ではなく、安全・安心な県土づくりに必要な事業として県議会において予算措置が認められたものであり、少しでも防災・減災や県土強靭化に向けた取組が進むように全額を替えるべきではないでしょうか。
- ・ 「単独公共事業への振替により、有利な起債の活用ができなくなる」とのことですが、そもそも当該年度の国庫補助事業に採択されなかった事業に係る地方負担額の振替の議論であり、国庫補助事業を対象とした「有利な起債」を活用できる、できないという問題ではないと考えます。

本県の財政状況は、社会保障関係費の累増、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰による行政運営コストの増加などにより厳しい状況にあるが、不断の改革・改善に取り組み、限られた財源を有効に活用しつつ、財政規律と投資のバランスの取れた、持続可能な財政運営に努めてまいりたい。

また、県民の生命や財産を守る県土の強靭化に着実に取り組むため、国の補助金等の獲得を一層進めるとともに、国の経済対策なども活用しながら、引き続き必要な公共事業予算を確保してまいりたい。

(協会の考え方)

- ・ 岡山県財政は厳しいというスタンスで、長年、県政を運営されています。この際、決算ベースでの収支を検証するとともに、特別会計や基金の残高を含めた県財政の健全性について検証した上で、県財政に対するスタンスについて認識をあらためる必要があるのではないかでしょうか。単に土木費の増減のみならず広く県の施策がより積極的に展開されることを強く望みます。
- ・ 「社会保障関係費の累増、公共施設の老朽化への対応等に加え、物価高騰による行政運営コストの増加などにより厳しい状況にある」とのことですが、岡山県の財政状況は、以前の危機的状況からは脱しており、むしろ安定した財政状況にあるように思われます。
- ・ 将来への備えは必要だと思いますが、「財政状況が厳しい、厳しい。」というのではなく、県民が将来に希望が持てるよう財政運営に偏らない行政運営を行っていただきたいと思います。

令和7年度～8年度 行事予定表

<令和7年>

2025/10/23

月日	時間	場所	行事内容
10月24日(金)	12:00～	山口市湯田温泉 かめ福オンプレイス	中国ブロック会議
11月14日(金)	11:30～12:00	岡山建設会館	正副会長会 [12:00～昼食]
11月14日(金)	13:00～13:20	県議会 土木委員会室	自民党県議団への予算陳情
11月18日(火)	13:20～14:30	経団連会館	全建 全国会長会議
12月1日(月)	11:00～12:30	東京建設会館	全建 総務委員会

<令和8年>

1月9日(金)	17:00～19:00	岡山プラザホテル	新年互礼会
1月14日(水)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（全建会長表彰候補）
2月19日(木)	11:00～12:00	岡山プラザホテル	技術研究委員会合同会議
2月19日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
2月26日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
3月13日(金)	13:20～14:30	経団連会館	全建 協議員会
3月24日(火)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会、表彰審査委員会（岡建会長表彰候補）
4月16日(木)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
4月23日(木)	14:00～15:00	岡山建設会館	理事会
5月29日(金)	15:00～18:30	岡山プラザホテル	定時総会、表彰式
6月9日(火)	未定	経団連会館	全建 定時総会
8月4日(火)	13:30～15:00	岡山建設会館	正副会長会
8月19日(水)	13:30～15:00	岡山建設会館	理事会
9月18日(金)	13:30～15:00	東京プリンスホテル	全建 協議員会
10月2日(金)	12:00～	ホテルグランヴィア 岡山	中国ブロック会議

会 務 報 告

令和7年10月23日（木）

[報告事項]

<令和7年>

- (1) 8月20日 請願書の提出
- (2) 8月26日 岡山県建築住宅センター(株) 取締役会
- (3) 8月29日 岡山県土木部との意見交換会
- (4) 9月 1日 緑化推進協会運営協議会
- (5) 9月17日 見坂茂範 参議院議員との意見交換
- (6) 9月18日 労務費の基準に関するワーキンググループ（第10回）
- (7) 9月24日 全建 協議員会
- (8) 9月26日 西日本建設業保証(株) 取締役会
- (9) 9月30日 中国地方整備局との意見交換会
- (10) 10月 6日 今後の建設業政策のあり方に関する勉強会(国交省)
- (11) 10月16日 協会研修会(人材確保セミナー)